

提携企業の個人情報取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項JQ CARDセゾン特約

第1条（適用）

本同意条項は、申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）が九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という）が株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」という）と提携して発行するJQ CARDセゾン（以下「本カード」という）の申込みを行う場合に適用します。

第2条（同意）

会員はJR九州が独自に下記の個人情報を下記の目的のために、収集・保有・利用することに同意します。

【収集・保有・利用する個人情報】

- ①本カード入会申込書に記載した、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス
- ②上記以外で、会員がJR九州に届出た事項
- ③JR九州及びJR九州グループにおける本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数、加盟店名称

【利用目的】

- ①JR九州の事業におけるサービスの提供
- ②JR九州の事業における市場調査、商品開発
- ③JR九州の事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内
- ④本カードの機能・付帯サービスの提供

第3条（個人情報の提供・利用）

会員は、セゾンが、以下の個人情報を、保護措置を講じた上で、JR九州に提供し、JR九州が前条に定める利用目的で利用することに同意します。

【提供する個人情報】

- ①入会申込日、契約日
- ②本カード申込みに対する本カード発行の可否（ただし、その理由のぞく）
- ③JR九州及びJR九州グループ以外の本カード利用に関する、利用日、利用金額、加盟店業種、加盟店名称
- ④本カード終了の事実（ただし、その理由のぞく）
- ⑤前条に基づき、JR九州が独自に収集・利用する個人情報（会員が本カード入会申込書に記載した氏名、生年月日、性別、住所、電話番号）について、会員がセゾンへ変更の届け出を行った場合における当該変更情報

第4条（共同利用）

会員は、JR九州が、前条及び前々条に定める個人情報を、保護措置を講じたうえで以下の企業（以下「共同利用会社」という）と、以下の目的で、共同で利用することに同意します。なお、個人情報の管理については、JR九州が責任を負います。

【共同利用会社】

以下のホームページ（<http://www.jrkyushu.co.jp/profile/works/group.jsp>）に掲載するJR九州グループ会社

【目的】

- ①共同利用会社の事業における市場調査、商品開発
- ②共同利用会社の事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内
- ③本カードの機能・付帯サービスの提供

第5条（個人情報の第三者への提供・利用）

会員は、JR九州が、第2条及び第3条【提供する個人情報】⑤に定める個人情報を、保護措置を講じたうえで以下の企業（以下「提供先企業」という）に提供し、提携先企業が当該情報を以下の目的で利用することに同意します。なお、個人情報の管理については、JR九州が責任を負います。

【提供先企業】

株式会社阪急阪神百貨店

【目的】

- ①提供先企業の事業における市場調査、商品開発
- ②提供先企業の事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内
- ③本カードの機能・付帯サービスの提供

第6条（個人情報の開示・訂正・削除・利用中止）

- (1) 会員は、JR九州に対し、JR九州の定める手続きに則り、自己に関する個人情報の開示を請求することができます。
- (2) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合は、JR九州は、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。
- (3) 第2条、第3条、第4条並びに第5条で同意を得た範囲内で個人情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、これを中止する措置をとります。

第7条（お問合せ窓口）

提携先名	所在地	電話番号	ホームページ（URL）
九州旅客鉄道株式会社	福岡市博多区博多駅前3-25-21	0570-097-888	http://www.jrkyushu.co.jp/

第8条（JR九州との同意事項の適用）

JR九州と会員との間で会員の個人情報を収集・利用することにつき別途同意がある場合で、当該同意事項と本同意条項の内容が相違するときは、JR九州との同意事項が適用されます。

JQ CARDセゾン特約

第1条（本カードの名称と入会方法）

(1) 株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という）と提携して発行するクレジットカードを、JQ CARDセゾン（以下「本カード」という）と称します。

(2) 当社が定める本特約、セゾンカード規約並びにJRキューポ利用規約を承認し、当社並びにJR九州（以下「両社」という）に本カードご利用のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を承諾した方（以下「本会員」という）に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

第2条（JRキューポサービス）

(1) 本カードについては、JR九州が運営するJRキューポサービスが提供され、当社が提供するポイントプログラムは提供されません。

(2) JRキューポサービスは、JRキューポ利用規約に基づき提供されます。

第3条（特典及びサービスの利用）

(1) 会員は、当社が提供する特典及びサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。

(2) 会員は、JR九州及びJR九州のグループ会社が提供する特典及びサービスを受ける場合、JR九州所定の方法で、その提供を受けるものとします。

第4条（年会費）

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等）（1）に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

第5条（弁済金等の支払方法等）

(1) セゾンカード会員規約第7条（弁済金等の支払方法等）（2）の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加し、上記条項に下記の6号を追加します。

記

⑥分割払い－商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表の通りとなります。

（例）現金価格 50,000円、10回払いの時

- 分割払手数料 50,000円×（5.5円／100円）＝2,750円
- 支払総額 50,000円＋2,750円＝52,750円
- 各支払日の分割支払金 52,750円÷10回＝5,275円

支払回数（回）	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間（ヶ月）	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36

実質年率 (%)	9.9	11.0	11.3	11.9	12.0	12.1	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
現金価格100円当たりの 手数料の額 (円)	1.65	2.75	3.30	5.50	6.60	8.25	9.90	11.0	13.20	16.50	19.80

- (2) セゾンカード規約第7条(4)の「分割支払金」に(1)で算出した各回のお支払い金額を含めます。
- (3) セゾンカード規約第7条(3)①支払方法の変更(分割払い)を利用した場合は、(1)の表が適用されます。
- (4) 分割払いについては、セゾンカード規約第7条(3)④の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

第6条 (早期完済の場合の特約)

分割払いの場合に、本会員が当初の契約の通りにお支払いされ、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、本会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第7条 (会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第24条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加します。

- (1) ⑩年会費のお支払いがないとき。

第8条 (カード規約)

本カードについては、セゾンカードに加え、本特約並びにJRキューポ利用規約が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第9条 (本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

JRキューポ利用規約 (2023年9月1日改定)

第1条 (本規約の目的)

本規約は、九州旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が、次の各号に定めるサービスの利用者(以下「利用者」といいます。)に対して提供するポイント(以下「JRキューポ」といいます。)の内容及び適用条件などに関する基本的事項を定めたものです。

- (1) 当社が、「JR九州Web会員規約」などに基づいて提供するサービスの利用者
- (2) 当社が、「JR九州インターネット列車予約サービス利用規約」などに基づいて提供するJR九州インターネット列車予約サービスの利用者
- (3) 当社及び当社が提携するクレジットカード会社が、会員規約などに基づいて発行する「JQ CARD」の利用者
- (4) 当社が、「ICカード乗車券取扱規則」などに基づいて発行するICカード乗車券「SUGOCA」の利用者
- (5) 当社が、「JRキューポアプリ会員規約」などに基づいて提供するサービスの利用者
- (6) 当社が、「JR九州エクスプレス予約サービス会員規約」または「スマートEXサービス会員規約」などに基づいて提供するサービス(以下「EXサービス」といいます。)の利用者
- (7) 当社が定めるその他の利用者

第2条 (適用範囲)

JRキューポのサービス内容などについては、本規約の定めるものによります。

2 利用者は、本規約ならびに第1条の(1)から(6)の規約・規則などに定めていない事項については、当社、当社グループ会社、当社が提携する企業がJRキューポの利用に対して別途定める規約、特約、規則及び規定など(以下、「利用規約など」といいます。)に従うものとします。

第3条 (用語の定義)

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「JRキューポ」とは、本規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (2) 「ボーナスポイント」とは、通常付与されるポイント以外に、当社が定める特別の条件下で付与されるポイントをいいます。
- (3) 「ポイントチャージ」とは、SUGOCA用の自動券売機で、JRキューポを使用して、SUGOCAのSF(ストアードフェアカードの機能によりSUGOCAに記録される金銭的価値をいいます。)にチャージすることをいいます。
- (4) 「ポイントセンター」とは、利用者へのJRキューポの付与、管理を行うシステムセンターをいいます。

(5) 「加盟店」とは、所定の手続きにより当社が認めた、JRキューポアプリの会員証機能及びクーポン機能などを利用して提供するサービスを利用して商品など（役務またはサービスを含みます。）を販売する者をいいます。

第4条（ポイントの付与）

当社は、利用者に対して、次の各号に定めるJRキューポを付与します。

- (1) JR九州インターネット列車予約サービスの利用金額などに応じた付与
- (2) JQ CARDによるカードショッピングのご利用金額などに応じた付与
- (3) 当社が指定するJRキューポ付与の対象となるSUGOCAのSF利用及び加盟店における電子マネー利用に応じた付与
- (4) JRキューポアプリの利用金額などに応じた付与
- (5) 当社が指定するJRキューポ付与の対象となるEXサービスの利用金額などに応じた付与
- (6) 利用者の各サービスの利用実績や懸賞・キャンペーンへの応募状況などにもとづいた付与
- (7) その他当社が別途定める方法により付与

2 当社はJRキューポ付与対象サービスの利用取消しを行った場合は、JRキューポは付与しません。当社が当該利用に対してすでにJRキューポを付与している場合は、後日JRキューポの減算処理を行う場合があります。

3 付与されたJRキューポの換金、または第三者への譲渡などはできません。

第5条（ポイントの効力）

JRキューポは、ポイントセンターで付与処理が完了した時点で有効となり、その日をポイント付与日とします。なお、第4条1項の各号に定めるポイントごとに、付与日が異なる場合があります。

2 JRキューポは、付与された日から2年後の月末まで有効です。有効期限を過ぎたJRキューポは自動的に失効します。

3 利用者が、本規約及び第1条各号に記載される各サービスの規約などに違反した場合、利用者には付与されているJRキューポは失効します。

第6条（ポイントの照会・合算）

利用者は、JRキューポの付与日、付与状況、残高、交換状況、失効予定などについて、当社指定の方法に基づいて照会することができます。

2 JR九州Web会員に登録した利用者は、当社サイト、JR九州アプリ及びJRキューポアプリから当社所定の手続きにより、利用者本人名義のJQ CARD及び記名式SUGOCAを、各々最大5枚まで登録することにより第4条第1項の各号に基づいて付与するJRキューポの合算、照会が行えます。

3 利用者が、JR九州Web会員サービスを退会した場合には、インターネット列車予約サービス及びJRキューポアプリなどの利用に基づいて付与されたポイントはすべて失効し、また利用者本人名義のJQ CARD及び記名式SUGOCAの利用に基づいて付与されたJRキューポは各々のJQ CARD及び記名式SUGOCAごとに個別に管理されるようになります。

4 利用者が、本条第2項で定めるJRキューポの合算のための登録を解除した場合には、利用者本人名義のJQ CARD及び記名式SUGOCAの利用に基づいて付与されたJRキューポは各々のJQ CARDまたは記名式SUGOCAごとに個別に管理されるようになります。

5 利用者が、本条第2項で定めるJRキューポの合算のための登録をした状態であっても、JQ CARDまたは記名式SUGOCAを解約した場合には、各々のJQ CARDまたは記名式SUGOCAの利用に基づいて付与されたJRキューポは失効いたします。

第7条（ポイントの交換）

利用者は、付与されたJRキューポを当社指定の手続きにより、当社が指定する商品・サービスと交換することができます。

2 前項に定める手続きによって一旦交換したJRキューポは、その交換を取消すことはできません。なお、交換により取得するJRキューポは、Web会員サービス、または交換時に用いた各々のJQ CARDまたはSUGOCAへ個別に付与されます。

3 交換した商品・サービスの換金、または第三者への譲渡、販売はできません。

4 交換した商品・サービス、もしくはこれらに関する通知または送付書類などのお届け先は、原則として利用者が当社所定の手続きによって指定した当社に届け出られている自宅住所とし、それ以外の場所をお届け先として指定することはできません。

5 前項の定めるところにより、当社に届けられている事項に関する変更の届出がないために、商品・サービスなどが延着または不着となった場合であっても、通常到着すべきときに利用者には到着したものとみなします。

6 JRキューポを商品・サービスに交換した後に、JR九州インターネット列車予約、JQ CARDのカードショッピング、当社が指定するJRキューポ付与の対象となるSUGOCAのSF利用及び加盟店における電子マネー利用など、JRキューポ付与のもととなった取引の一部、または全部を取消した場合、交換したJRキューポに相当する価額の返還を当社より利用者に対してご請求する場合があります。

第8条（ポイントのSUGOCAチャージ）

利用者は、第6条第2項で規定するJRキューポの合算対象として予め登録したSUGOCAのSF、または利用者のうちJQ CARD会員が当社が別に定めるSUGOCAオートチャージ取扱規則第4条に基づき、オートチャージサービス利用契約を締結した当該オートチャージSUGOCAのSFに、JRキューポをポイントチャージすることができます。なおポイントチャージの取扱はポイントチャージ機能付自動券売機に限ります。

2 ポイントチャージ機能付自動券売機では、前項の規定によらず、利用者が保有するSUGOCAへの現金チャージと同時に自動

でポイントチャージを行うことができます。

3 JRキューポをSFにポイントチャージする場合は、1ポイント1円として換算し、100円、200円、300円、400円、500円、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円のいずれかの金額をチャージすることができます。ただし、1枚あたりのSF残額は20,000円を超えることはできません。

4 一度SUGOCAのSFにポイントチャージしたJRキューポは、再びJRキューポに戻すことはできません。

5 ポイントチャージ後のSFの取扱いについては、当社のICカード乗車券取扱規則などに従うものとします。

6 当社は、交換したSFの紛失、盗難などを理由とするSFの再提供及び保証の義務を負いません。

7 交換後のSFの取扱いについては、当社のICカード乗車券取扱規則及びSUGOCA電子マネー取扱規則の定めによるものとします。

第9条（ポイントの利用）

利用者は第6条第2項で規定するJRキューポの合算対象として予め登録したJRキューポアプリの提供するサービスの利用により、当社が別途定める加盟店における商品、役務またはサービスの対価として代金の一部または全部を支払うことができます。

第10条（業務委託）

利用者は、当社が指定する委託先（以下「委託先」といいます。）に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。

- (1) JRキューポの加減算・利用に関する業務
- (2) JRキューポの情報処理・電算機処理に付随する業務
- (3) その他、当社が指定したJRキューポのサービスにかかる業務

2 利用者は、当社が前項の委託業務範囲を追加・変更することがあることを、予め承諾するものとします。

3 利用者は、委託先が本条第1項の業務を行うために必要な範囲で、利用者に関する情報を当社が委託先に提供することを、予め承諾するものとします。

第11条（免責事項）

JR九州Web会員の会員IDなどの漏洩・盗難、または保有するJQ CARDやSUGOCAのSFの盗難・紛失などにより、第三者がJRキューポを不正に使用した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

2 利用者が、オートチャージSUGOCAのSFの盗難・紛失などの際、ICカード乗車券取扱規則第32条及び第46条に定める紛失再発行の手続きを行わなかった場合、及び再発行登録を行い当社の使用停止措置が完了するまでの間に、当該SUGOCAのSFへのポイントチャージなどにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

3 機器の障害や輸送障害または運営上の都合により、やむを得ず当社が指定するJRキューポ付与の対象となるSUGOCAのSF利用及び加盟店における電子マネーが利用できないことによって、当該利用に対するJRキューポの付与ができない場合であっても、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。

4 その他、当社の責任に帰すことのできない事由から発生した損害については、当社は一切責任を負いません。

第12条（ポイントサービスの終了、中止、変更）

利用者は、当社が、利用者がすでに取得したJRキューポの価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、JRキューポのサービスを終了、中止または本規約を変更することができることを予め承諾するものとします。

2 当社は、JRキューポのサービスの終了、中止及び本規約を変更する場合は、その旨を当社ホームページにて告知またはその旨を利用者へ通知するものとし、当該告知、または通知にて指定する期日をもって、JRキューポのサービスの終了、中止、または規則の変更がなされるものとします。

第13条（ポイントサービスの制限、停止、廃止）

当社は、運営上の都合や、天災、停電、通信事業者のシステム異常などの不可抗力の発生により、本規約に定めるJRキューポのサービス提供を、予告なく一時的に制限、停止することがあります。

2 当社が前項に基づき、JRキューポのサービスについて一時的な制限または停止を行った場合に、利用者に何らかの損害または不利益が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第14条（管轄裁判所）

利用者と当社との間で紛争が生じた場合には、当事者間で誠意をもって解決するものとします。

2 利用者と当社との紛争については、福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（規約の発効）

本規約は、日本標準時間2023年9月1日から有効とします。

JQ CARD利用者に関する附則

（定義）

この附則は、JQ CARD会員に対するJRキューポの提供に関する事項を規定するものです。

(ポイントサービスの変更)

第1条

JQ CARD会員は、本規約第6条に定める当社サイトからのJRキューポの照会・合算のためには、別途JR九州Web会員に登録する必要があります。

(JQ CARDの利用に対して付与されたポイントの効力)

第2条

以下に示す場合、利用者に付与されているポイントは失効します。

- (1) JQ CARD会員が、JQ CARDを退会した、または会員規約などで定められた会員資格を喪失した場合
- (2) JQ CARD会員が、本規約、会員規約など、または当社の規則などに違反した場合

SUGOCA利用者に関する附則

(定義)

この附則は、SUGOCA利用者に対するJRキューポの提供に関する事項を規定するものです。

(SUGOCAのSF利用時のポイント付与)

第1条

当社は、次の各号に定めるSUGOCAのSF利用について、JRキューポを当社の定める付与基準に基づき提供するものとします。

- (1) SUGOCAで、当社筑肥線下山門・唐津線西唐津間各駅と姪浜接続地下鉄線各駅間相互発着となる区間を自動改札機による入出場を行った場合
- (2) 当社が指定するJRキューポ付与の対象となる加盟店で、SUGOCAのSFをSUGOCA電子マネーとして使用した場合
- (3) 当社若しくはICカード乗車券取扱規則第59条第2項に規定する事業者（以下「SUGOCA事業者」といいます。）が実施する施策などにより定めた条件のもとで、SUGOCAのSFによる当社線若しくはSUGOCA事業者線の利用または加盟店での電子マネー利用を行った場合
- 2 前項第1号及び第3号に基づいてJRキューポを付与する当社線またはSUGOCA事業者線利用の運賃は、自動改札機で改札を受けて入場及び出場しSUGOCAのSFから減額されたものが付与対象となります。
- 3 SUGOCA定期券の有効期間内に券面表示区間内を利用する場合は、JRキューポの付与対象となりません。
- 4 SUGOCAのSF利用が次の各号の1に該当する場合は、ポイントの付与対象となりません。
 - (1) SUGOCAのSFと乗車券類など（SUGOCA事業者が発売する乗車券を含みます。）を引き換えた場合。
 - (2) 自動精算機での他の乗車券類の精算にSUGOCAのSFを使用した場合
- 5 自動改札機による出場以外の方法によりSUGOCAのSFから運賃を減額する場合、JRキューポの付与対象とならない場合があります。
- 6 第1項に定めるもののほか、当社線及びSUGOCA事業者線ならびに加盟店の利用促進を図るため、当社が別に定めるところによりボーナスポイントを付与することがあります。
- 7 第1項及び前項の規定による付与のほか、利用者は、当社とポイント交換の提携を行う事業者で付与されたポイントをJRキューポに交換することができます。
- 8 JRキューポは、付与対象となるSF利用があった日の翌々日以降に、ポイントセンターで当該ポイント口座への付与処理を行います。ただし、第1項第3号に基づいて付与するJRキューポは付与対象となるSF利用があった日の4日後以降に付与処理を行います。
- 9 当社は、JRキューポの付与基準を予告なく改定することがあります。

(SUGOCAのSF利用に対して付与されたポイントの効力)

第2条

次の各号の1に該当する場合は、当該SUGOCAに付与処理が実施される前のJRキューポを含め、付与されているすべてのJRキューポは無効となります。

- (1) ICカード乗車券取扱規則第31条及び同第44条に定める払いもどしを行う場合
- (2) ICカード乗車券取扱規則第27条、同第28条及び同第43条の規定によりSUGOCAが無効となる場合
- (3) SUGOCA事業者において前各号に準ずる取扱いを行う場合
- 2 偽造、変造または不正に作成されたJRキューポを使用しようとした場合には、IC規則第28条及び同第43条の定めを準用して、当該SUGOCAはSF及び定期券部分を含めて無効として回収します。

(SUGOCA再発行時の取扱い)

第3条

ICカード乗車券取扱規則第32条及び同第46条の規定に基づき紛失再発行の取扱いを行うとき（SUGOCA事業者において取扱う

ときを含みます。)ならびにICカード乗車券取扱規則第34条及び同第48条の規定に基づき障害再発行の取扱いを行うとき(SUGOCA事業者において取扱うときを含みます。)は、再発行前のSUGOCAに付与されているJRキューポの残高は再発行を受けた日の翌々日以降に、再発行したSUGOCAに引き継がれます。

(自動券売機等におけるポイント履歴の確認)

第4条

JRキューポ履歴は、当社の定めるSUGOCA用の自動券売機及び当社が別に定める方法により次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 履歴の内容はJRキューポの付与、交換、失効の取扱い月日、取扱いポイント数とします。
- (2) 履歴は、最近の履歴から20件までさかのぼって表示または印字し、確認することができます。
- (3) 次の場合は履歴の確認はできません。

ア 26週間を経過した履歴

イ 履歴の印字をした自動券売機で、一定時間を経過せずに当該自動券売機により印字し、確認する履歴

2 SUGOCA用の自動券売機でのJRキューポの履歴確認の取扱い箇所は、最新のSUGOCAご利用ガイド、印刷物又は当社ホームページによります。

3 第1項の規定によらず、JR九州Web会員が、保有する記名式SUGOCAを本規約第6条第2項に定める方法によって登録した場合には、JRキューポ履歴はJR九州Web会員サイト、JR九州アプリ及びJRキューポアプリにより次の各号に定めるとおり確認することができます。当該SUGOCAに関するJRキューポ履歴の照会を自動券売機で行うことはできません。

- (1) 履歴の内容はお取引内容、お取引詳細、JRキューポの付与、交換、失効の取扱い月日、取扱いポイント数とします。
- (2) 履歴は、最近の履歴から23ヶ月までさかのぼって表示し、確認することができます。

(返品・払いもどし時の処理)

第5条

当社の指定するJRキューポ付与の対象となる加盟店において、商品の購入時・サービスなどの申込時にJRキューポ付与の対象となった商品・サービスなどの返品、払いもどし、取消しなどを請求する場合は、当該ポイントが付与されたSUGOCA及び当該商品などに係わるレシート一式を提示しなければなりません。この際、付与されたJRキューポに相当するポイントの差し引きまたは対価の返還を当社より請求する場合があります。